

## 第 7 章 実現に向けた考え方



## 第7章 実現に向けた考え方

### 7-1 計画の推進に向けて

本計画による土地利用や都市施設の整備を実現するため、都市計画制度の役割と特性を踏まえた計画的な規制・誘導を行い、町財政や様々な状況等の総合的な判断の下、都市計画事業を展開していくことが求められます。

各種事業の実施に当たっては、上位関連計画との整合性を図りながら、町民と行政の協働や関係機関等との連携、庁内組織体制の推進等により、実効性のある計画推進と進行管理を行うことが重要です。

本計画の推進に当たっては、人口減少や少子高齢化が進む中、美瑛町を取り巻く社会情勢や財政状況を的確に捉え、事業の必要性や整備手法を十分検討するとともに、様々な可能性と地域の特性を最大限に活用した本町の魅力づくりを推進することにより、将来に向けて持続可能な都市づくりを進めます。

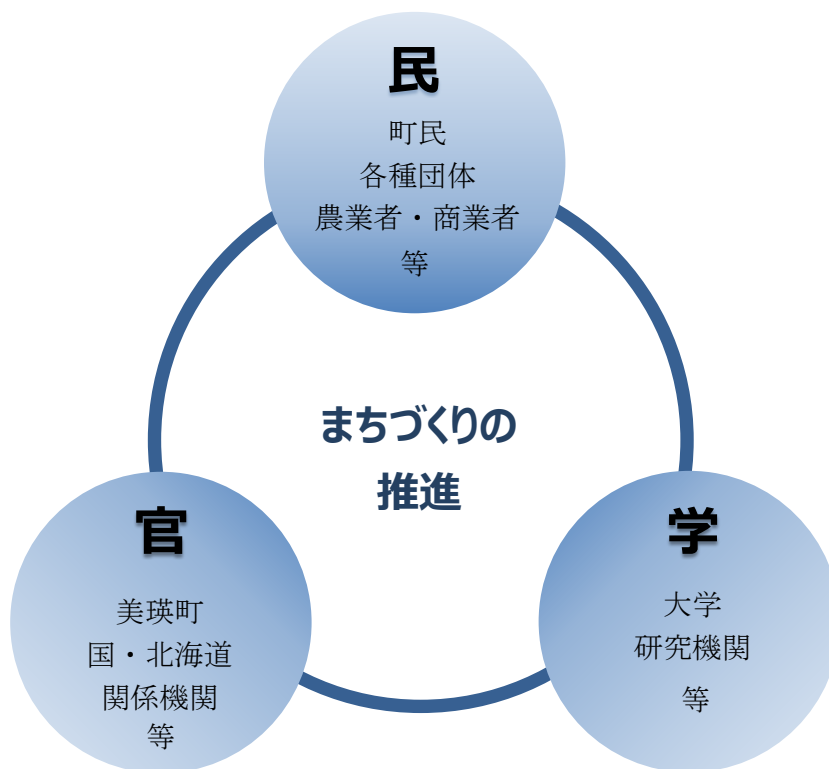
## 7-2 推進に向けた取り組み

### ① 計画の推進体制

今後の具体的な都市計画の決定や事業の実施については、町民と行政が将来都市像を共有し、町民との協働により進めていくことが必要です。

これまでの「住み良いまち美瑛をみんなで作る条例」に基づく町民参加によるまちづくりを一層進めるとともに、多様な手段を活用した意見聴取及び広報活動により情報共有を促進する必要があります。

また、専門的知識やノウハウを持つ大学や研究機関等との連携も視野に入れ、より広域的な協力・協働体制の下、まちづくりを進めていくこととします。

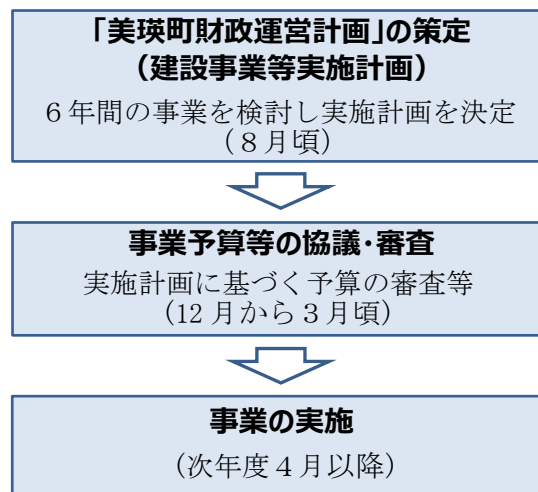


【図 7-2-①：推進体制図】

## ②計画の進行管理

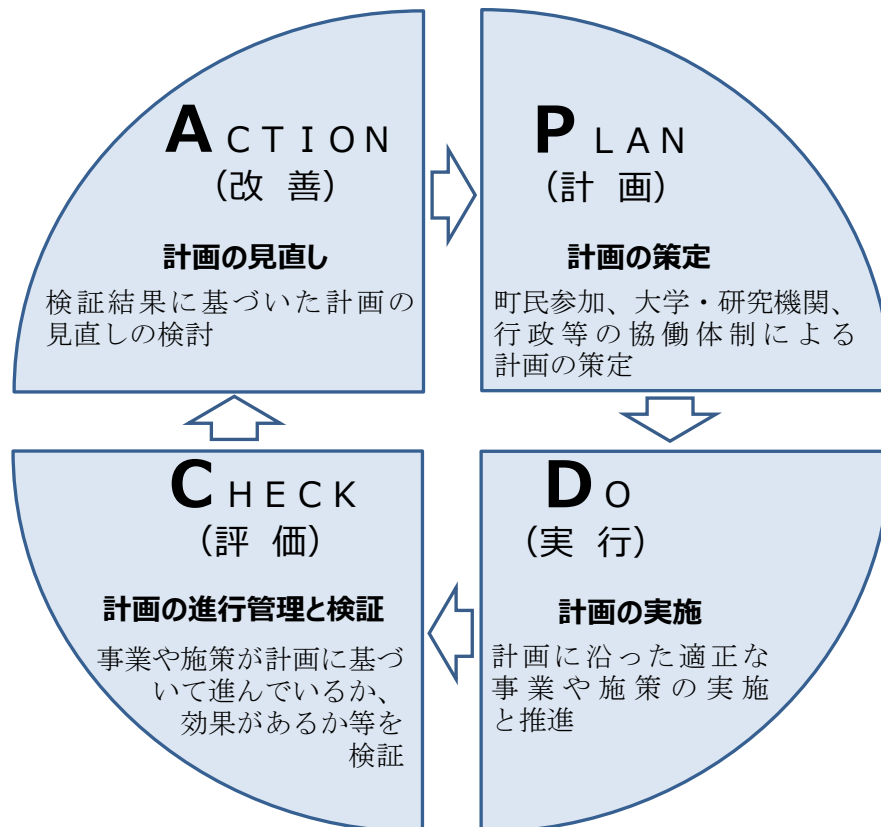
本計画の施策を実現していくためには、美瑛町を取り巻く社会・経済情勢等、様々な状況を総合的に判断した上で、町財政や社会環境、緊急性や優先度、さらに町民のニーズ等を的確に捉え、事業の効果や公平な受益と負担を基本として、都市計画法以外の法制度とも調整を図りながら、適正な事業や施策を推進します。

建設事業等については右記に示す基本的な流れに沿って、具体の事業計画を決定の上、効果的な事業の実施に努めます。



【図 7-2-②：建設事業の実施までの流れ（参考）】

計画や事業を実施した結果、どのような効果や成果が得られたか、各種課題は解決できたかどうか、また、解決が図られていない場合はその原因は何であるかを検証し、次の対策に反映させるべく、下記に示すPDCAサイクルの考え方を基本として、計画や事業の達成状況や進行状況を段階的に検証し、検証結果を踏まえた改善策の検討等、効果を常に考慮した計画の推進を図ることとします。



【図 7-2-③：PDCAサイクルの実施例】

### ③計画の見直し

---

本計画は、美瑛町の長期的な都市像を見据えておおむね20年後を目標に置いたものですが、今後、社会経済情勢や住民意識の変化が起きた際には、適切に対応する柔軟さを持つておく必要があります。

計画期間の中間年（おおむね10年後）の経過を目途として、前述したPDCAサイクルに鑑み、必要に応じて計画の見直しを検討します。

また、「美瑛町まちづくり総合計画」や北海道が定める「美瑛都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マス）」等の上位計画の変更、都市計画法や関連法令の改正等が行われた場合は、必要に応じて本計画の見直しを図ることとします。

## 卷末資料編





# 巻末資料編

## 用語解説

章	頁	用語	解説
第1章	3	都市計画法	土地利用、都市施設、面的整備等の計画を総合的・一体的に定めた内容およびその決定手続き、制限、事業の認可・施行等について定めた法律。
	3	社会インフラ	道路・鉄道・ダム等といった産業基盤となる施設や、学校・病院・公園等といった生活基盤となる施設・設備の総称。
	3	長寿命化	寿命をのばすことの意味で、特にインフラ等の耐久性を向上させ、長持ちさせること。
	6	町民コメント	「住み良いまち美瑛をみんなで作る条例」に基づく、基本的な計画等の立案において、特に町民の意見を必要とする場合に行う手続きのこと。
第2章	11	スプロール化	十分な基盤整備がなされていない周辺地域に無計画に住宅や各種施設が立地すること。
	17	バリアフリー化	高齢者や障がい者等が安心・安全で快適な社会生活を送るために、道路や建物の段差・仕切りをなくすことをはじめ、社会制度や人々の意識、情報の提供等様々な場面で生じるバリア（障壁）を取り除くこと。
	17	ユニバーサルデザイン	高齢者や障がい者のための特別な仕様を作るのではなく、最初から多くの人々の多様なニーズを反映して作られた製品、建物、環境のデザイン。
	18	ケアミックス型病棟	同じ病院施設内で、老人病棟や療養型病床群のような慢性患者を収容する病棟と、急性期の患者を収容する病棟とを併せ持つ施設形態。
	25	ポケットスペース	道路等の公共空間に設けられた、住民及び観光客の歩行時における休息の場や人々の語らいの場となる場所。
	26	ブロードバンド	通信速度が高速なインターネット接続サービス。
	27	モータリゼーション	自動車が生活必需品として普及する現象。自動車の大衆化。
	27	コンパクトシティ・プラス・ネットワーク	医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
第3章	38	W i - F i	パソコンやテレビ、スマートフォン、タブレット、ゲーム機等のネットワーク対応端末を、無線の電波によって接続できる便利な方式のこと。
第4章	42	サイクルツーリズム	自転車を活用した観光の総称。健康的であることや、地域の景勝地等をゆったりとしたペースで回れることから、新たな観光資源として注目されている。
	42	二地域居住	都市部と地方部に2つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイルのひとつ。
	43	ゾーニング化	区分することの意味で、特に用途にあわせて秩序だった土地利用や開発を促すこと。

章	頁	用語	解説
第5章	49	既存ストック	今まで整備されてきた道路、公園、下水道、公共施設等の都市基盤や建築物等を指す。
	49	6次産業	農林水産（1次産業）の従事者が、製造・加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）までを手がけ、所得増や地域活性化を目指す取り組み。
	50	インバウンド	外から中に入ってくる旅行。一般的に訪日外国人旅行を指す。
	56	修景	自然景観を破壊しないように配慮したり、周辺環境と調和するように景観を整えること。
第6章	64	ピクトサイン	文字による表現の代わりに視覚的な図で表現するマークのこと。
	64	WEB	ウェブサイト、ホームページと同義。インターネットで情報を提供するページの意味。
	67	パーク・アンド・ライド	駅やバスターミナル等と隣接した駐車場に自動車をとめ、鉄道やバス等の公共機関に乗りかえて移動する方法のこと。
	72	人・農地プラン	農業者が話し合いに基づき、地域における農業の将来の在り方や中心となる経営体等を明確化した計画。
	72	スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現することを推進している新たな農業。
	72	コントラクター	農業従事者の労力負担軽減や、機械・施設投資の抑制等による経営の安定化を図るため、農産物の収穫や耕起等の農作業の請負等を行う組織のこと。
	80	アクティビティ	活動や行動の意味で、特に旅行先での遊びを指す。

## 既存関連計画一覧

- 美瑛町まちづくり総合計画（平成 28 年 3 月）
- 美瑛町人口ビジョン（平成 28 年 3 月）
- 美瑛町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年 3 月）
- 美瑛町過疎地域自立促進市町村計画（平成 30 年 3 月）
- 美瑛町地域防災計画（平成 26 年 11 月）
- 美瑛町地域強靱化計画（平成 30 年 3 月）
- 美瑛町農業振興地域整備計画（令和元年 6 月）
- 美瑛町観光マスタープラン（平成 30 年 3 月）
- 地域再生計画（平成 31 年 3 月）
- 美瑛町景観計画（平成 27 年 3 月）
- 美瑛町財政運営計画（令和元年 10 月）
- 美瑛町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）
- 美瑛町公営住宅等長寿命化計画（平成 26 年 11 月）
- 美瑛町橋梁長寿命化修繕計画（平成 24 年 3 月）
- 美瑛町公園施設長寿命化計画（平成 26 年 3 月）
- 美瑛町公共下水道事業計画変更書（平成 29 年 3 月）
- 美瑛町障がい者福祉計画（平成 27 年 3 月）
- 美瑛町高齢者福祉計画（平成 30 年 3 月）
- 美瑛町住生活基本計画（平成 26 年 11 月）
- 一般廃棄物処理実施計画（平成 30 年 3 月）
- 美瑛町空家等対策計画（平成 29 年 10 月）
- 美瑛中心市街地区 都市再生整備計画（平成 28 年 12 月）
- 美瑛町街路樹等景観整備計画（平成 29 年 10 月）
- 美瑛町における歩道のバリアフリー化に対応した基本構想（平成 22 年 12 月）

## 別冊資料について

本計画の本編とは別に、本編を補完する別冊資料を以下の内容で構成しています。

### 資料－1 計画策定の記録

計画策定に係る審議会等の委員名簿と開催記録を記載しています。

### 資料－2 上位計画等における都市計画に関連する施策方針について

本編（P28～P29）に記載されている上位計画である「第5次美瑛町まちづくり総合計画」や各種関連計画の施策方針において、都市計画に関連する事項を抽出して記載しています。

### 資料－3 第1次計画の検証結果

本編（P30～P31）に記載されている第1次計画の検証結果について、第1次計画に記載された地域別施策等の達成状況や今後の展開を記載しています。

### 資料－4 アンケート調査結果

本編（P35～P38）に記載されているアンケート調査結果について、回答者の属性情報や各設問の詳細を記載しています。

### 資料－5 主要課題の抽出結果

本編（P41～P43）に記載されている主要課題の整理について、課題抽出の経過を記載しています。

### 資料－6 美瑛都市計画用途地域指定基準

美瑛町が指定している用途地域について、選定や配置等の基準を記載しています。





## 第2次 美瑛町都市計画マスタープラン

発行日 令和2年3月

編集・発行 北海道 美瑛町

〒071-0292 北海道上川郡美瑛町本町4丁目6番1号

TEL:0166-92-1111

URL:<http://www.town.biei.hokkaido.jp/>